

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 知事指定薬物の指定の失効 (薬 務 課) 一
- 県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 一
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立 (水産業振興課) 一
- 海岸保全区域の変更 (河 川 課) 一
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の変更 (防災砂防課) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき
づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (精神保健推進室) 三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定医療機関の辞退の届出 () 三
- 砂利採取業務主任者試験の実施 (産業立地推進課) 四
- 人事委員会
- 公開口頭審理の開催 四

告 示

- 宮城県告示第六百七十九号
宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。
第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定
により告示する。

令和三年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 化学名 エチルルニール「ニール」(五フルオロペンチル)ーHーインドルー三ーカルボキサ
ミド」ー三ーメチルブタノール及びその塩類(通称名「5 F I E M B I P I C A」)
- 2 化学名 ニール(メチルアミノ)ーニール(チオフェニール)プロパンニールオン及びその
塩類(通称名「2 I T h i o t h i n o n e」)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われた日

令和三年九月七日

○宮城県告示第六百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営志田谷地区土
地改良事業(農業用排水施設整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦
覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の
日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年九月七日から令和三年十月七日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、大崎市鹿島台総合支所、大郷町役場及び松島町役場

○宮城県告示第六百八十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査
した結果、牡鹿加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百八十二号

海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第八百
四十二号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

令和三年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

中倉の3	区域の名称 土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	区域の所在地	建築物の構 造の規制に 必要な衝撃 に関する事 項	縦覧場所
急傾斜地 の崩壊	宮城県利府町赤沼字須賀、塩竈市字石 田（次の図のとおり）	次の図のと おり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県仙台土木事 務所	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
イオン薬局石巻店	石巻市茜平四丁目一〇四番地	令和三年九月一日
イオン薬局石巻駅前店	石巻市穀町一四番一―号	令和三年九月一日
イオン薬局気仙沼店	気仙沼市赤岩館下六―一外	令和三年九月一日
イオン薬局名取店	名取市杜せきのした五丁目三番地一	令和三年九月一日
イオン薬局多賀城店	多賀城市町前四丁目一番一―号	令和三年九月一日
イオン薬局古川店	大崎市古川旭二丁目二番一―号	令和三年九月一日

二 訪問看護事業者等

イオン薬局富谷店	富谷市大清水一丁目三三―一	令和三年九月一日
イオン薬局イオンスタイル新利府	宮城県利府町新中道三丁目一―一	令和三年九月一日
りふ調剤薬局	宮城県利府町新中道二―五―八	令和三年九月一日
気仙沼訪問看護ステーション	気仙沼市赤岩港三二―一―一	令和三年九月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
そうごう薬局角田店	角田市角田字町一九四―一	令和三年七月三十一日
やまもと薬局	巨理郡山元町高瀬字合戦原七二番地三五	令和三年八月一日
イオン薬局石巻店	石巻市茜平四丁目一〇四番地	令和三年八月三十一日
イオン薬局石巻駅前店	石巻市穀町一四番一―号	令和三年八月三十一日
イオン薬局気仙沼店	気仙沼市赤岩館下六―一外	令和三年八月三十一日
イオン薬局名取店	名取市杜せきのした五丁目三番地の一	令和三年八月三十一日
イオン薬局多賀城店	多賀城市町前四丁目一番一―号	令和三年八月三十一日
イオン薬局古川店	大崎市古川旭二丁目二番一―号	令和三年八月三十一日

イオン薬局富谷店	富谷市大清水一丁目三三ー一	令和三年八月三十一日
イオン薬局イオンスタイル新利府	宮城郡利府町利府字新中道三丁目一ー一	令和三年八月三十一日

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和三年九月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

令和三年十一月十二日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十一階 一〇一会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、令和三年九月二十七日（月）から十月八日（金）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものを有効とする。

2 受験手数料は、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙を貼り付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所配布する。そのほか、産業立地推進課ホームページからダウンロードすることができる。

4 受験願書の提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

（電話〇二二一二二一〇二七三二一）

5 受験願書の添付書類

写真（手札形（縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル）とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

人事委員会

○七ヶ宿町職員三上弥生に対する令和二年十月十三日付け懲戒処分について、第一回口頭審理を次より行う。

令和三年九月七日

宮城県人事委員会

一 日時

令和三年十月十一日 午前九時三十分

二 場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎 十八階 一八〇二会議室

傍聴券は、審理会場入口において先着八名限り交付します。

なお、傍聴者の入場は、午前九時十五分からです。